# 子吉川水系河川整備計画素案に対する 意見について

平成18年 2月 9日 国土交通省 東北地方整備局

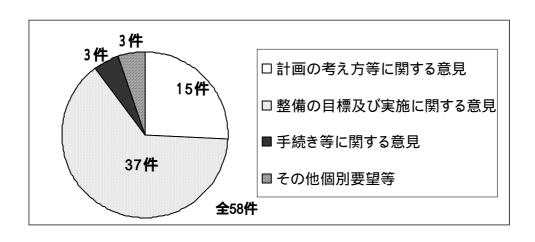
# 1. 子吉川水系河川整備計画素案に対する意見数

子吉川水系河川整備計画素案(大臣管理区間)に関する公聴会(H17.11.7、H17.11.9 開催)及び、11月2日から11月30日までの素案の縦覧による意見募集において、住民の方々から子吉川水系河川整備計画素案(大臣管理区間)に対して様々な意見を頂きました。

	意見収集手法		意見数
地域の方々から いただいた意見	公聴会	鳥海地区(紫水館)H17.11.7開催 (参加者 24名)	8件 (3名)
	公 <sup>165</sup> <del>2</del>	本荘地区(アクアパル)H17.11.9開催(参加者 53名)	18件 (7名)
		ハガキ	17件 (7通)
	縦覧コーナー	意見用紙	6件 (5通)
		インターネット	9件 (2通)
	合	計	58件 (24名)

頂いた意見を、項目別に整理すると、以下の通りとなります。

計画の考え方等に関する意見が15件、整備の目標及び実施に関わる意見が37件、手続き等に関する意見が3件、その他個別要望等が3件あわせて58件の意見を頂きました。



2 . 子吉川水系河川整備計画素案に対する意見 各回答右下の( ) は素案のページ

凡 例 公聴会 ハガキ 意見用紙 インターネット

- 「1.計画の考え方」
- 「1.3 計画の対象区間」について

1 - 3 - 1

子吉川の支流等について、計画の対象区間の考え方について説明して欲しい。 大臣管理区間と県管理の区間を決める際の決まりがあるのか。

国管理区間(大臣管理区間)と県管理区間(指定区間)の範囲は、河川法第9条(一級河川の管理)と、関連する省令が定める基準により決定されます。子吉川においても、その基準に基づき、子吉川が氾濫した場合に想定される被害の程度や社会的影響等を勘案した上で、子吉川本川の河口~23.8 kmまでの区間を国の管理区間としています。また、鳥海ダムを国が建設することから、これに係る上流部の一部区間も国の管理区間としています。

(P3)

#### 1 - 3 - 2

素案の3Pに計画対象区間の流域図があるが、大臣管理区間が中抜きされているこの部分に大臣管理区間は無いのか、整備済か、県管理か。

平成 13 年の 7 月に秋田県で計画を策定し、この区間が大臣管理区間から除外されたことは、県は大臣宛に計画を提示しているのか。

県が計画を策定しているのであれば、公聴会で「この区間について秋田県が策定 していますので除外します。」と提示するべきではないか。

国の整備計画と H13 年度県で策定したという整備計画は整合がとれているのか。 参考資料として、県の整備計画の内容も公表してもらいたい。

大臣管理区間以外の区間は、秋田県管理のはずだが、今回提示された「大臣管理 区間の整備方針等との整合性は取れているのか。

子吉川においては、昭和46年に一級水系指定され、同時に国管理区間(大臣管理区間)と県管理区間(指定区間)が定められました。その後、国管理区間について、平成元年に一部区間変更、平成5年に鳥海ダム建設に係る区間の指定が行われています。整備計画を定める区間も、国、県がそれぞれ管理する区間について策定するここととなります。

県管理区間においては、県が平成13年7月に「子吉圏域河川整備計画」を策定しており、今回、国管理区間において河川整備計画が策定されることで、子吉川水系内のすべての国、県管理区間における河川整備計画が策定されることとなります。また、国、県それぞれの整備計画策定に際しては、整

備目標流量(整備計画流量)の整合など、相互に整合の図られた計画として おります。

なお、「子吉圏域河川整備計画」は秋田県建設交通部河川砂防課のホームページでご覧いただけます。http://sabo.pref.akita.jp/modules/rinyd3/index.php?id=17

(P3)

凡 例 公聴会 ハガキ 意見用紙 インターネット

# 1 - 3 - 3

鳥海ダムが完成した場合の管理区間はどうなるのか。

鳥海ダムの湛水区域等のダム管理に係る区間については国が、湛水区域上 流及びダム下流については県が引き続き管理します。また、県管理区間下流 の子吉川本川は、現在と同様に国が管理します。 (P3)

#### 1 - 3 - 4

平成元年に旧由利町境まで管理区間が延びたとあったが、今後、上流側に延びる可能性はあるのか。

ダム区間から下流へ由利、本荘地区まで矢島地区の区間の大臣管理区間が中抜き されているが、大臣管理区間をダム区間から河口まで延ばせないか。

管理区間が混在し、県と国のどちらに対応をお願いすべきかわからない。計画期間が30年と長いのであれば鳥海ダムまでの全川を大臣管理区間と設定すべきではいか。

上流部での鉄砲水等の対応、流域・河川管理の一元化ということから管理は国で 行う必要があるのではないか。

計画の基本理念に基づいた河川整備を目指すならば、上流部から河口までを大臣管理区間として欲しい。

国管理区間(大臣管理区間)と県管理区間(指定区間)の範囲は、河川法第9条(一級河川の管理)と、関連する省令が定める基準により決定されます。子吉川においても、その基準に基づき、子吉川が氾濫した場合に想定される被害の程度や社会的影響等を勘案した上で、子吉川本川の河口~23.8 kmまでの区間を国の管理区間としています。また、鳥海ダムを国が建設することから、これに係る上流部の一部区間も国の管理区間としています。

なお、管理にあたっては、国、県が密接な連携のもと一体的な管理に努めます。 (P3)

# 「1.4 計画の対象期間」について

1 - 4 - 1

凡 例 公聴会 ハガキ 意見用紙 インターネット

30年計画とあるが、その根拠はなにか。30年もかけずに早く整備 をして欲しい。 30年計画とききました。川づくりの目標とは、100年の大計があり、その上で 「5年後、10年後にはここまでやる。」ということでなければ、意見の出しようが ない。5年後、10年後の目標を定め、目標の完遂を目指すべき。

本河川整備計画は平成16年10月に国土交通大臣が定めた「子吉川水系河川整備基本方針」を達成するために、今後おおむね30年間で取り組む予定の具体的整備内容を定めたものです。

今後は、本河川整備計画で定めた具体的整備内容を、災害の発生状況などの緊急性、整備による効果、さらには予算状況をなどを十分に勘案しつつ、計画的に実施していきます。 (P3)

# 4.河川整備の目標に関する事項

# 4.1.洪水・高潮等による災害発生の防止及び軽減に関する目標

4 - 1 - 1

鳥海ダムの建設について、事前の調査費、建設費、維持費、周辺開発費等を考えると、子孫に莫大な借金を残すことになる。100年に一度くらいの床上浸水があったとしても、大沢排水機場で防止できるし、水田等の冠水も築堤で充分防止できるのではないか。これらのことを考えると全く無駄な投資に感じる。

国では、これまで堤防の整備や河道の掘削などを実施し、子吉川の洪水処理能力(流下能力)を高めるるなど、洪水被害の軽減に努めてきましたが、残念ながら、子吉川流域で実際に発生した洪水に耐えられる整備水準には達していなのが実情です。一方、由利本荘市街地を中心に人口・資産や土地利用の高度化が進んできたため、ひとたび子吉川が氾濫すると、非常に大きな被害になりやすい状況にあります。

例えば、本河川整備計画で洪水防御の対象としている昭和22年7月洪水と同様な規模の洪水が現在再発した場合、洪水は子吉川の処理能力を超え広範囲に氾濫し、浸水面積約1,290ha、床上浸水約4,800戸もの甚大な被害を発生させることになります。

このため、子吉川においては、今後も堤防の整備や河道の掘削を確実に進め河川の洪水処理能力を高めていくとともに、根幹的治水施設として、上下流全川にわたり大きな洪水調節効果を発揮する鳥海ダムをできるだけ早期に

建設する必要があると考えております。また、河川改修(堤防の整備、河道の掘削)と鳥海ダムの建設の妥当性については、本河川整備計画の策定の中で、社会・環境・経済面からも総合的に検討し確認しております。

なお、ご意見にある大沢川排水機場には、子吉川の洪水を処理する機能は有していません。これは、子吉川の水位が高い場合、子吉川からの逆流防止のため大沢川排水樋管が閉塞します。

その際行き場を失った大沢川の流水が市街地に溢れ出し被害を与えることから、その防止のため設置したもので、子吉川の洪水氾濫そのものを防止する施設ではないからです。 (P38~40)

凡 例 公聴会 ハガキ 意見用紙 インターネット

# 4 - 1 - 2

地域の基盤は農業であり、10年に1回の洪水は地域経済に与える影響は大きいのではないか。

本河川整備計画における治水の目標は、「戦後最大洪水である昭和22年7月洪水と同規模の洪水が発生しても、床上浸水等の重大な家屋浸水被害を防止するとともに、水田等農地についても浸水被害の軽減に努める」こととしております。ご意見は、主に二十六木橋上流区間の農地についてのことと思いますが、当該区間においては現在、5年に一度程度の頻度で冠水被害が発生していますので、段階的に軽減を図っていく必要があります。このため、当面の対策として本河川整備計画では、鳥海ダムにより洪水調節を行い、当該区間の洪水時の河川水位を低下させることで、冠水被害の発生頻度を10年に一度程度まで軽減する考えです。なお、本河川整備計画達成後も、引き続き河川改修等を進め、さらなる冠水被害の発生頻度の軽減に努めていきます。

- 5.河川整備の実施に関する事項
- 5 . 2 . 1 洪水・高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する整備
- (1)堤防の整備
- 1)堤防の量的整備

5 - 2 - 1 - 1

ダムが完成すると水量が少なくなるので、堤防を整備するメリットがないのではないか。

30年計画とあったが、30年後は世相が変わっていることも考えられ、鳥海ダムを建設せずに、緩傾斜堤防など下流の整備をした方がコスト的に良いのではないか。

子吉川においては、今後も堤防の整備や河道の掘削を確実に進め河川の洪水処理能力を高めていくとともに、根幹的治水施設として、上下流全川にわたり大きな洪水調節効果を発揮する鳥海ダムをできるだけ早期に建設する必要があると考えております。また、河川改修(堤防の整備、河道の掘削)と鳥海ダムの建設の妥当性については、本河川整備計画の策定の中で、社会・環境・経済面からも総合的に検討し確認しております。

なお仮に、鳥海ダムを建設しないで、堤防の整備や河道の掘削などの河川 改修のみで洪水処理を行おうとすると、現在の堤防の高さをさらに高くした り川幅を広げる又は、河道の掘削量を大幅に増やす必要が生じますが、その 場合、河川沿川の多くの家屋移転や橋梁の架け替えが必要となるため、本河 川整備計画に比較して、経済性はもとより実現性の面でも不利な計画となり ます。 (P43~44、P48)

#### 5 - 2 - 1 - 2

石脇地区(アクアパル向かい)から本荘大橋(長田建設)の部分の築堤は計画にないが、昭和 22 年の洪水で最も被害の大きかった尾花沢・田頭・田中地区の入口になった。地域住民としては不安が大きいので築堤を計画して欲しい。

当地区は地盤高が比較的高く、河道の掘削を行うことにより目標としている昭和22年7月洪水と同規模の洪水を安全に流下させることが可能となるため、堤防の整備は計画しておりません。 (P43~44)

#### 5 - 2 - 1 - 3

津波等を考えるともっと川の幅を広げるたほうがいいのではないか。

津波の遡上に関しては、川幅よりも築堤の高さが重要となりますが、計画 している堤防の高さは、過去に発生した津波の高さ以上となっています。

(P43~44\P46~47)

# 2)堤防の質的整備

5 - 2 - 1 - 4

大臣管理区間では、大水の場合の破堤地点はどの辺りが予想されているのか。

堤防の破堤は、河川の流水が堤防から溢れ出る現象(越水)、河川の流水や雨水が堤防や地盤にしみこみ、漏水等を引き起こす現象(浸透)、河川の流水が堤防を削り取る現象(洗掘)などが複雑に作用することにより発生することが分かっていますが、堤防性状や河川特性が河川の地点ごとに一様でないため、破堤地点を事前に特定することは困難です。一般的には、堤防の設計水位としている計画高水位以上に河川の水位が上昇した場合、その地点においては、いつ破堤してもおかしくない非常に危険な状態となります。

なお、国においては、任意の地点の堤防が破堤した場合、時間毎にどのように洪水が氾濫し拡大していくかを予測した「時系列洪水氾濫シミュレーション」を行っており、子吉川については秋田河川国道事務所のホームページで公開しております。(http://www.thr.mlit.go.jp/akita/kasen/hanran/shumyu.html)

(P45)

### (2)河道掘削

5 - 2 - 1 - 5

30年スパンで策定とのことだが、以前にアクアパル上流のカーブ区間を直線にし、河口を三川へ移す計画があったが、どうなったのか。アクアパル前の土砂がたまらなくなるのではないか。

子吉川は昭和46年から国で管理していますが、現在の河口から北側に位置する小河川の三川付近に河口を付け替える放水路計画については記録も無く不明となっています。

放水路計画も様々な治水計画の一手法としては考えられますが、本河川整

備計画に先立ち策定した子吉川水系河川整備基本方針においては、現況の河道を掘削と堤防の整備で対応することとしています。

なお、河道の掘削実施後においても、必要な場合は土砂の除去を行い、適 正な河道断面の確保に努めます。 (P46~47)

> 凡 例 公聴会 ハガキ 意見用紙 インターネット

# 5 - 2 - 1 - 6

河道掘削の概算の土量と施工方法を教えて欲しい。

残土の有効利用の検討とあるが、計画されている残土の運搬場所はどこか。 地元の川を改修したところは雑草が生え、虫が発生し関係者が苦労しているが、 子吉川の河道掘削の仕上がりはどうなのか。

大量の掘削土はどのような利活用を考えているか。需要と供給のバランスはとれ ているか。

本整備計画において想定している掘削土量は概ね110万m3ですが、施工時期や具体的な施工方法や残土処理方法などについては、施工実施段階で詳細に検討することにしております。

この際には、河川環境に与える影響や濁水に配慮するとともに、残土の堤防整備への転用など有効利用を図る事としています。 (P46~47)

# (3)ダムの建設

#### 5 - 2 - 1 - 7

ダムにたまった堆積物はいつ、どのように放出・処理されるのか。 沿岸漁業や川の生物への影響が大きいので、自然環境・生活環境に配慮したダム づくりをお願いしたい。

鳥海ダムの計画では、一般的なダムと同様に、100年間でダムに堆積すると考えられる土砂の量を堆砂容量として予め確保する計画です。

また、ダムの計画、施工にあたっては、自然環境・生活環境への影響もできるだけ回避し、または軽減するよう努めます。

(P48~49, P52, P54)

## 5 - 2 - 1 - 8

鳥海ダムの一日も早い着手、完成を地域は望んでいます。

整備計画の中で30年計画とあり、そのうえで鳥海ダム建設が謳われているが、 出来るだけ早い着手・完成をお願いしたい。

温暖化の影響か世界中で大水害が発生している。鳥海山に 2,3 日以上の豪雨が降ると生命、財産に対する不安を感じる。鳥海ダムを含む子吉川の国の河川整備計画が委員会で了承されたと聞いたが、不安解消のためにも早期整備をお願いしたい。

鳥海ダムは、子吉川の抜本的な治水対策として、上下流全川にわたり大きな洪水調節効果を発揮するものですので、国としても、鳥海ダムをできるだけ早期に建設する必要があると考えております。今後、環境調査、地質調査、設計等、建設着手に必要な調査検討を鋭意進めていきます。

 $(P48 \sim 49, P52)$ 

# 5 - 2 - 1 - 9

鳥海ダムの役割に「電力発電」はないのか。

現時点では、発電参加の予定はありませんが、今後、鳥海ダム基本計画策 定の段階において、発電参加の有無を関係機関に確認していく予定です。

 $(P48 \sim 49, P52)$ 

## 5 - 2 - 1 - 10

鳥海ダムの完成により治水だけでなく由利本荘市の観光の核となる。観光開発の 為にも早期完成をお願いしたい。

鳥海ダムは子吉川の水害、飲用水確保の為には必要と考える。自然環境にマッチ した「ふるさとの河」・ダムづくりを進めて欲しい。

鳥海ダムの建設が、地域社会の活性化にも寄与するよう、また自然環境に調和したダムになるよう、今後とも関係機関や地域の皆様と連携し検討を進めていきます。 (P48~49、P52、P54)

# その他の意見

5 - 2 - 1 - 1 1

凡 例 公聴会 八ガキ 意見用紙

洪水対策として、河道掘削並びに鳥海ダムの早期建設が効果的だが、ダム完成 までは渇水対策に不安が残る。鳥海ダムを補完する「ミニ遊水池」(二十六木地 区上流に中規模な溜池など)の検討はできないか。

遊水地は一時的に洪水を貯める施設なので、渇水対策のための施設とすることは困難です。鳥海ダム完成までは、節水や利水調整などの渇水対策を関係機関が協力して行っていく必要があります。 (P48~49、P52)

# 5 - 2 - 1 - 1 2

子吉川が持っている自然環境を出来るだけ維持した整備は必要であるが、整備の 内容や場所によっては、地域の安全・安心等を重要視した対応をして頂きたい。

安全安心の川づくりを重視し整備を実施していきますが、整備にあたって は河川の多様な機能を損なうことがないよう、自然環境及び利活用等にも十 分配慮していきます。 (P53~54)

#### 5.2.3河川環境の整備と保全に関する整備

(1)自然環境に配慮した事業の実施(多自然型川づくり)

5 - 2 - 3 - 1

魚や鳥などの生物が住み良い川づくりに努力して欲しい。

工事等の実施にあたっては、河川水辺の国勢調査等のモニタリング調査の結果を活用したり、必要に応じ学識者等の専門家の意見を伺いながら、動植物の生息・生育環境に配慮した多自然型川づくりに努めていきます。

(P53,P77)

# (3)河川利用の場としての整備

5 - 2 - 3 - 2

凡 例 公聴会 ハガキ 意見用紙 インターネット

アクアパル前から河口までをレジャーエリア、漁港、マリーナとしての利用はどうか。ボート大会も全日レベルのものができるのではないか。

河川利用の場として、本荘大橋下流部石脇側の河川敷の公園に子供を連れて行くと、グランドゴルフに専用され、遊ぶスペースがなく、帰ってくることがある。 原野になっている河川敷をもっと多目的に家族でゆっくり遊べるように整備して欲しい。

船着場を多くして欲しい。ボートやカヌーだけでなく、屋形船も良いものです。 子吉川を観光に生かして欲しい。由利本荘を子吉川から生まれ変わらせたい。 0.6 ~ 1.4k を水、観、遊、育の公園づくりをして欲しい。アクアパル河川敷は ボートだけの用地と思っている人々が多い。

子供にも、大人にも身近な川であってほしい。

河川空間の整備にあたっては、地域の個性(特性)や周辺の景観・風土等に出来るだけ配慮した整備をして貰いたい。その際に、地域住民の声が反映できるような場(公聴会以外)を設けて欲しい。

子吉川の良好な自然環境、景観、河川空間利用、文化、歴史等と調和した整備を行い、次世代に誇れる川づくりを目指します。

具体的な整備にあたっては、必要に応じ地域の懇談会や検討会の場を設け、 住民の皆様の要望や専門家の意見等を十分把握するとともに、県、由利本荘 市との連携もさらに強めていきます。

(P54~55, P67~68, P70~71)

# 5 - 2 - 3 - 3

田頭に河川公園という説明があったが、河川公園はどの辺を指しての計画なのか。

田頭の河川公園は、既に由利本荘市により整備した箇所を示しています。 (P54~55、P67~68)

- 5.3河川の維持管理の目的、種類及び施行の場所
- (2)災害発生を防ぐための管理
- 1)河川管理施設の管理と高度化 河道の管理

公聴会 八ガキ 意見用紙 インターネット

5 - 3 - 1

附図に示されているアクアパル前の掘削箇所は洪水時に砂が溜まるが、 その上流の小さな川のある部分が一番土が溜まるので掘削範囲を広げて欲しい。

河道断面積が不足している箇所においては、河道断面積を確保するための河道の掘削を実施することとしています。

なお、河道の掘削実施後においても、必要な場合は土砂の除去を行い、適 正な河道断面の確保に努めます。 (P46~47)

# 2)危機管理体制の強化 洪水時の対応

5 - 3 - 2

地元の人々だけでなく、他県から来た人への危機管理についてどのように考えているか。防災ステーションも出来るようだが、危機の伝達コミュニケーションが出来ないか。上流・中流の鉄砲水は地元の人でも予測できないものである。 情報伝達として、携帯電話が考えられているが、不感地帯の解消と併せて防災無線の整備が必要ではないか。

常日頃から洪水時の行動などの災害に対する備えについて、住民の皆様に 意識していただくことが、いざというとき被害の最小化に繋がります。この ため、国では、浸水予想区域図の作成、洪水八ザードマップの作成支援及び ホームページを活用した時系列洪水氾濫シミュレーションの公表等に取り組 んでいます。

より一層地域の防災力を高めるよう、今後とも県、由利本荘市との連携を強化し、防災情報の的確な提供など、積極的な取り組みを行っていきます。

(P51, P61~62, P64~66, P75~76)

# 地震、津波、火山噴火対応

5 - 3 - 3

凡 例 公聴会 ハガキ 意見用紙 インターネット

飛島の北側は地震の空白地となっているが、子吉川の地震対策はどうなっているか。

樋門・樋管などの構造物は、想定される地震に対し、機能が完全に損なわれることがないように設計していますが、古い年代に設置した物は必ずしも十分な耐震性は確保できていません。また、土構造物の堤防については、地震により亀裂の発生や沈下などの損傷を受ける可能性があります。

このため、重要な構造物の耐震補強や万一地震により損傷した場合の早期 復旧等について、的確な対応をとっていきます。 ( P 6 2 、 P 7 5 ~ 7 6 )

# 5.4 河川整備を総合的に行うために必要な事項

# 5.4.1 河川環境のモニタリング

5 - 4 - 1

子吉川で行われている水生生物(魚類等)の調査は子吉川全体・上流まで行っているのか。また、毎年行われ、整備と関係の有る調査なのか。

国及び県では、今後の整備に活かすため、河川水辺の国勢調査や多自然型 川づくり調査等を継続的に行っており、今後も定期的に実施していきます。

なお、河川水辺の国勢調査では、現在まで5年に一度のサイクルで国管理 区間の8箇所、県管理区間の5箇所のポイントで魚類調査等を実施しています。また、多自然型川づくり調査では、河川工事が河川に生息する生物にあたえる影響を調査し、今後の河川工事の参考とするため、魚類の生息調査や植物の復元状況の調査等を実施しています。 (P56、P77)

#### 5 - 4 - 2

鳥海ダムの完成がいつになるか分からないが、環境調査はいつまで行うのか。

主要な環境調査項目は、鳥海ダムに関わる環境影響評価法の手続きが完了するまで実施します。

また、環境影響評価法の手続きが完了後も、必要な事項については継続してモニタリング調査等を実施することとしています。 ( P 7 7 )

#### 手続き - 1

地域毎の意見集約があって、整備委員会に反映すればよかったのではないか。整備委員会の委員に女性が少ない。

委員会は、河川法の定めにより、「河川整備計画に関して、学識経験を有する者の意見を聴く」ために開催しています。また、地域毎の意見については同様に河川法の定めにより、河川管理者が関係住民の皆様を対象とした公聴会などを通して直接意見を聴くこととしています。

また、委員会の委員は、河川整備計画に関して、学識経験を有する者から 意見を伺うための委員として選定したものであり、男性、女性としての選別 をしているものではありません。

# 手続き - 2

提示されている二十六木橋地点等における流量が、昨年の11月1日の記者発表 資料と違っているが、なぜか。

昨年11月1日の記者発表は、「子吉川水系河川整備基本方針」の策定に ついてのものです。

河川整備基本方針は当該河川整備の最終形の姿を示したものであり、河川 整備計画は、河川整備基本方針の達成に向け今後おおむね30年間の具体的 な整備内容を定めるものです。

なお、基準地点の二十六木橋地点においては、河川整備基本方針で示したように最終的に 2 3 0 0 m 3 / s までの洪水処理能力の向上を目標としますが、当面は整備計画で示したように 2 0 0 0 m 3 / s まで向上させることを目標としています。